

【マイナ免許証】の運用に伴う受講資格確認の変更について

令和7年3月24日から【マイナ免許証】(免許情報が記録されたマイナンバーカード)の運用が開始されました。

当連合会のフォークリフト運転技能講習(31Hコース)、高所作業車運転技能講習については、受講資格となる運転免許証の提示がない場合、受講することができません。



【マイナ免許証】の運用に伴い受講資格確認方法は次のとおりに変わります

1. 【マイナ免許証】により

フォークリフト運転技能講習、高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

「マイナ免許証読み取りアプリ(※1)」等に表示された、運転免許情報(氏名、免許種類、有効期間等が記載されているもの)をダウンロードしたものを、「受講資格証明書(※2)」に貼付してアップロードしてください。

※1 「マイナ免許証読み取りアプリ」の取得等については、

マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト

<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp>

等を確認してください。



2. 従来の【運転免許証】により、

フォークリフト運転技能講習、高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

「運転免許証」の写しを「受講資格証明書」に貼付してアップロードしてください。

※2 受講資格証明書(大阪労働基準連合会ホームページ)

・フォークリフト運転技能講習

https://www.daikiren.or.jp/wp-content/uploads/shikaku_10.pdf

・高所作業車運転技能講習

https://www.daikiren.or.jp/wp-content/uploads/shikaku_16.pdf



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

TEL: 06-6942-7401

HP: <https://www.daikiren.or.jp/>

